

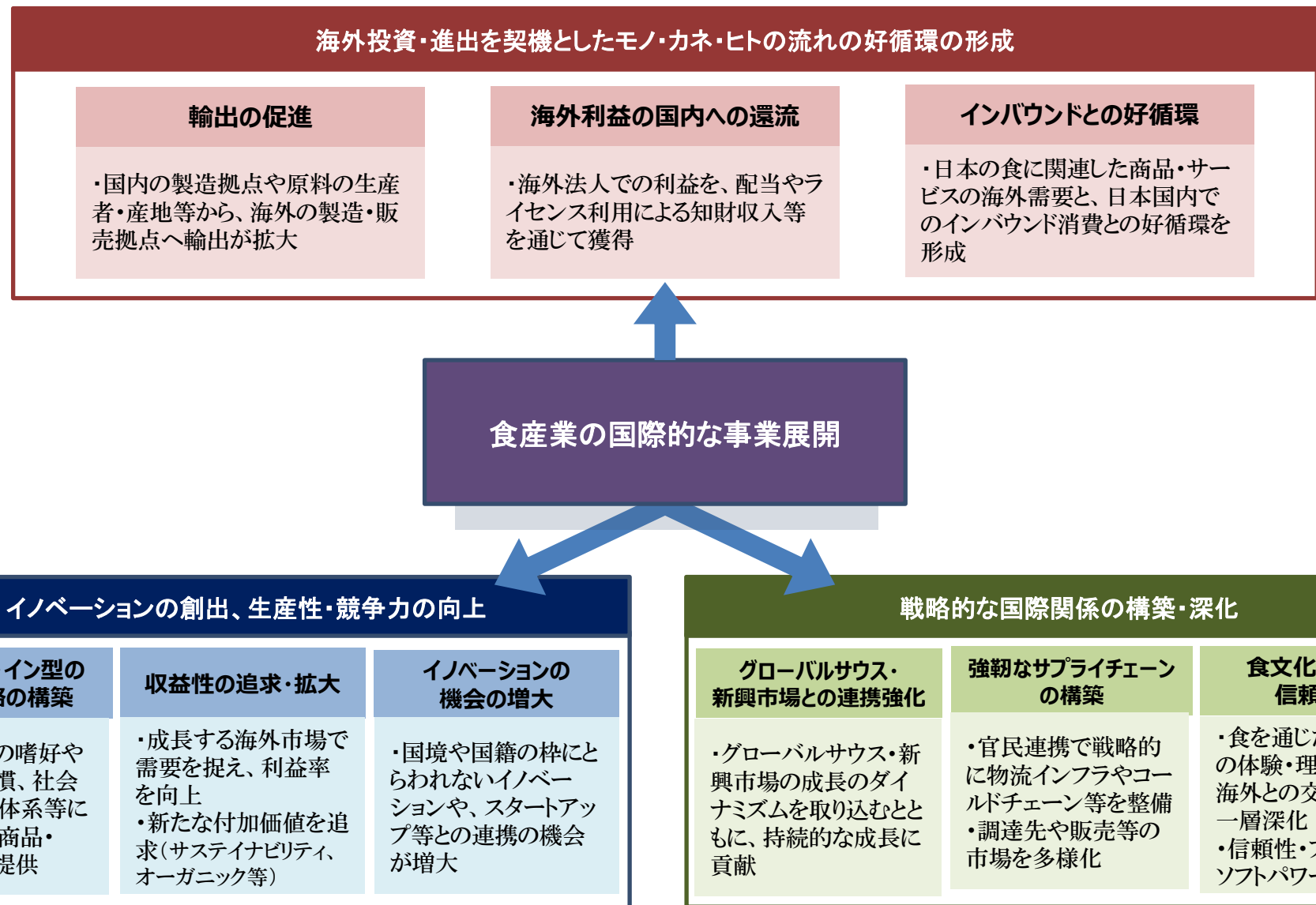
農林水産省による食品企業の国際事業展開支援

2024年11月28日

農林水産省 輸出・国際局 審議官
笹路 健

食産業の国際的な事業展開の意義（グローバル・フードバリューチェーンの構築）

◆ 我が国の食産業の国際的な事業活動の拡大は、今後の我が国の社会・経済の持続的な成長に大きく寄与。



四半世紀ぶりの「食料・農業・農村基本法」の改正

- 2024年5月、農政の基本理念や政策の方向性を示す**食料・農業・農村基本法**を**25年ぶりに改正**。
- 世界的な食料情勢の変化に伴う**食料安全保障上のリスクの高まり**を受け、**新たに食料安全保障に関する条文**を基軸に規定。
- **食品産業**の健全な発展を図る観点から、**海外における事業の展開の促進**について初めて明示的に規定【法20条】。
- 食料の安定的な供給のために欠かせない**農業生産基盤**を確保するための手段として、**海外への輸出**について規定【法22条】するとともに、**安定的な食料輸入**の確保の観点から、**輸入先の多様化**、輸入先国への**投資の促進**について規定【法21条】。

第1章 総則

（食料安全保障の確保）

第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、**食料安全保障**（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

2～3 （略）

4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、**農業生産の基盤**、**食品産業の事業基盤等**の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、**海外への輸出**を図ることで、**農業及び食品産業の発展**を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。

5～6 （略）

第2章 基本的施策

（食品産業の健全な発達）

第二十条 国は、**食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性**に鑑み、その**健全な発展**を図るため、・・・ **海外における事業の展開の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物等の輸入に関する措置）

第二十一条 国は、国内生産では需要を満たすことができない農産物の**安定的な輸入**を確保するため、国と民間との連携による**輸入の相手国の多様化**、**輸入の相手国への投資の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

2 （略）

3 国は、肥料その他の農業資材の**安定的な輸入**を確保するため、国と民間との連携による**輸入の相手国の多様化**、**輸入の相手国への投資の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の輸出の促進）

第二十二条 国は、**農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上**に資するよう**海外の需要**に応じた農産物の輸出を促進するため、**輸出を行う産地の育成**、**農産物の生産から販売に至る各段階の関係者が組織する団体による輸出のための取組の促進**等により農産物の競争力を強化するとともに、**市場調査の充実**、**情報の提供**、**普及宣伝の強化等**の**輸出の相手国における需要の開拓**を包括的に支援する体制の整備、輸出する農産物に係る**知的財産権の保護**、**輸出の相手国とのその相手国が定める輸入についての動植物の検疫その他の事項についての条件に関する協議**その他必要な施策を講ずるものとする。

食品を巡る規制等

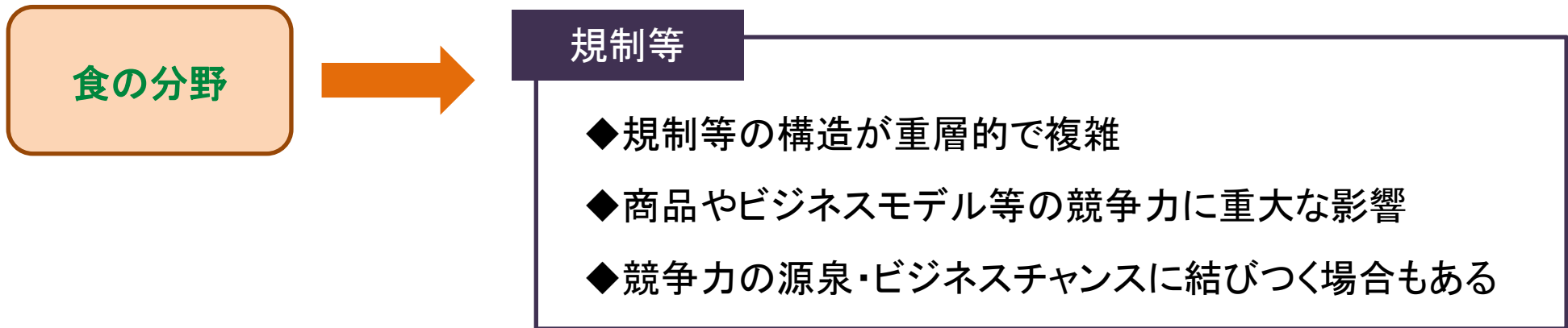
- ◆ 食品に関する国際事業展開や輸出のためには、①食品安全、②動植物検疫、③表示、アニマルウェルフェア、プラスチック規制等の規制への対応が不可欠。
- ◆ 政府による規制に加え、有機、GAPなど取引条件として対応が必要なルールも重要性が増している。

規制					市場ニーズ等への対応
食品安全関係		動植物検疫関係	その他		
原材料・製品	施設設備・衛生管理				
- 添加物、加工助剤 - 病原性微生物 - 残留物質（農薬、動物用医薬品など） - 汚染物質（放射性物質、重金属など） - 製造・加工・保存方法（処理方法・温度条件など） - 容器包装の材質・溶出物質 等	- 施設設備、機械器具の構造・材質 - 衛生管理（一般衛生管、HACCP） 等	- 動物検疫（家畜伝染病） - 植物検疫（有害動植物） - 水産防疫（魚病対策）	- 表示 - サステナビリティ関連規制（アニマルウェルフェア、プラスチック規制など） 等	- 有機 - ハラル - Global GAP - ISO、FSSCなどの民間認証 等	

- ◆ 国・地域によっては、様々な目的・背景・動機に基づき、その国・地域特有の食品に関する規制を設けている場合があり、これらについて、個別具体的に戦略的に対応する必要性が高まっている。

国・地域特有の規制の例

- ・ アニマルウェルフェア規制（EU）
- ・ 森林デューデリジェンス（EU）
- ・ 包装規制（EUほか）
- ・ トレーサビリティ（アメリカ）
- ・ 海産ほ乳類保護（アメリカ）
- ・ 企業登録（中国）
- ・ 原発事故・ALPS処理水海洋放出に伴う科学的根拠を伴わない不当な輸入規制（中国、香港、マカオ等）



規制等を、「所与のもの」「遵守するだけのもの」としてとらえるのではなく、
フェアなルールが築かれるよう、能動的に行動していく

